

**瀬戸商工会議所生命共済制度〔定期保険（団体型）〕における  
新型コロナウイルス感染症宿泊療養・自宅療養による入院見舞金の取扱いについて**

日本国政府が新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を全国一律に重症化リスクの高い方々に限定するとして発表を受け、当所におきましても、医療機関や保健所の負担軽減に十分配慮しつつ、新型コロナウイルス感染症における宿泊療養・自宅療養による入院（いわゆる「みなし入院」）による入院見舞金の支払い対象を、2022年9月26日（月）より以下のとおり変更します。

**【入院見舞金の支払対象の変更について】**

生命共済制度の独自給付の「病気による入院見舞金※ガン 6 大生活習慣病をのぞく」において、政府の方針変更にともない、2022年9月26日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、重症化リスクの高い方々※を除き、入院見舞金の支払対象外とさせていただきます。

※重症化リスクの高い方々

①65歳以上の方、②入院を要する方、③重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方、④妊婦の方

なお、2022年9月25日迄に新型コロナウイルス感染症と診断された方に対してのお支払いは、重症化リスクの高い方に限らず、これまでどおりの対応を継続いたします。

<関連資料>

金融庁：

入院給付金の取扱い等に係る要請

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/hoken/20220902/20220902.html>

アクサ生命保険(株)：

新型コロナウイルス感染症 宿泊療養・自宅療養による入院給付金のお取扱いについて

[https://www2.axa.co.jp/info/news/2022/pdf/220912\\_01.pdf](https://www2.axa.co.jp/info/news/2022/pdf/220912_01.pdf)

**【お問い合わせ】** アクサ生命保険株式会社 瀬戸セールスオフィス  
瀬戸市共栄通 1-30 ガスビル瀬戸 4F  
TEL 0561-84-1287

瀬戸商工会議所 総務企画課 共済担当  
瀬戸市見付町 38-2  
TEL 0561-82-3123